

東京外かく環状道路（関越～東名） 環境モニタリング調査（騒音・振動）の結果について（お知らせ）

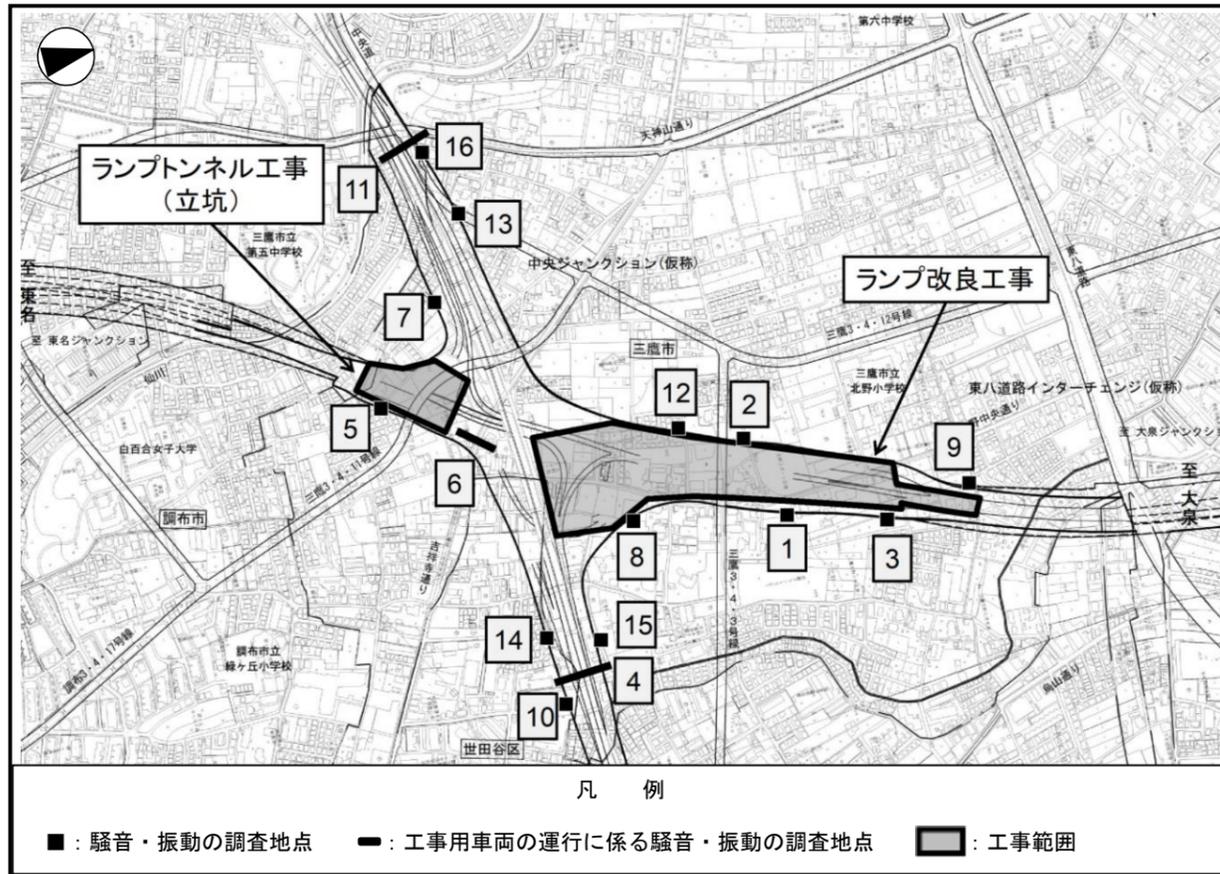
中央 JCT・東八道路 IC（仮称）周辺 騒音・振動調査

秋季（令和4年9月～令和4年11月）に実施した騒音・振動調査の結果についてお知らせします。

◆調査期間

騒音・振動：令和4年9月5日（月）、9月6日（火）、9月12日（月）
9月16日（金）、9月21日（水）、9月30日（金）
令和4年10月4日（火）、10月13日（木）、10月14日（金）
10月19日（水）、10月27日（木）
令和4年11月4日（金）、11月8日（火）、11月10日（木）
11月14日（月）、11月30日（水）

◆調査位置図



◆問い合わせ

担当窓口：国土交通省関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 計画課
電話番号：0120-34-1491（外環専用フリーダイヤル 平日9：15～18：00）

◆調査結果

○建設機械の稼働に係る騒音レベル（ L_{A5} ）・振動レベル（ L_{10} ）
・騒音、振動共に基準値を下回る結果となっています。

調査地点	調査日	騒音レベル L_{A5} (dB)		振動レベル L_{10} (dB)		調査地点	調査日	騒音レベル L_{A5} (dB)		振動レベル L_{10} (dB)	
		工事中平均	工事中最大	工事中平均	工事中最大			工事中平均	工事中最大	工事中平均	工事中最大
3	9月6日	64	67	40	44	9	9月6日	55	59	47	53
	10月4日	63	67	41	46		10月4日	56	60	45	50
	11月8日	63	67	44	49		11月8日	55	60	46	52
5	9月30日	56	62	37	43	12	9月21日	60	64	43	48
	10月14日	59	68	35	42		10月13日	62	71	40	47
	11月10日	58	66	36	41		11月30日	61	66	42	48
8	9月21日	64	69	38	45	法令による規制基準	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 ^{※1}		特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 ^{※2}		
	10月13日	67	72	36	40		85		75		
	11月30日	65	70	37	41	条例による勧告基準	指定建設作業に適用する勧告基準 ^{※3}		指定建設作業に適用する勧告基準 ^{※3}		
法令による規制基準		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 ^{※1}		特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 ^{※2}			85		75		
条例による勧告基準		指定建設作業に適用する勧告基準 ^{※3}		指定建設作業に適用する勧告基準 ^{※3}		80		70			

- ※1 騒音規制法の規定に基づく基準
- ※2 振動規制法施行規則で定める基準
- ※3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則で定める基準
- ※4 調査地点1、2、7、10、13、14、15、16の周辺では、9月～11月は工事が行われなかったため、調査を実施していません。

○工事用車両の運行に係る騒音レベル（ L_{Aeq} ）・振動レベル（ L_{10} ）

・騒音、振動共に基準値を下回る結果となっています。

調査地点	調査日	騒音レベル L_{Aeq} (dB)		振動レベル L_{10} (dB)	
		昼間 ^{※1}	夜間 ^{※1}	昼間 ^{※2}	夜間 ^{※2}
4	9月16日	53	42	38	42
	10月19日	56	40	37	40
	11月10日	55	40	38	40
6	9月12日	64	54	49	54
	10月27日	65	54	49	54
	11月14日	65	50	48	50
11	9月5日	57	47	44	47
	10月13日	60	47	44	47
	11月4日	58	47	44	47
基準値		幹線道路に近接する空間の環境基準 ^{※3}		道路交通振動の要請限度 ^{※4} （第1種区域）	
		70		65	

- ※1 騒音レベル L_{Aeq} の昼間は6～22時の平均値
- ※2 振動レベル L_{10} の昼間は8～19時の平均値
- ※3 環境基本法の規定に基づく基準
- ※4 振動規制法施行規則で定める限度

参考

◆解説

●騒音レベル L_{A5}

騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を L_{A5} と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に示された基準値と比較する値です。

●振動レベル L_{10}

騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を L_{10} と表します。これは、「振動規制法施行規則」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に示された基準値と比較する値です。

●騒音レベル L_{Aeq}

騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。時間的に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内に受けたエネルギーを時間平均した値を L_{Aeq} と表します。これは、「騒音に係る環境基準」に示された基準値と比較する値です。